

【新設】（通算承認の失効後5年経過前に通算子法人となる法人）

2-38 2-39(2)《通算制度の再申請》に掲げる事由に該当して通算承認の効力を失った法人は、同通達の(2)に掲げる期間（以下2-38において「適用制限期間」という。）を経過していない場合には当該通算承認の効力を失う直前における当該通算承認の効力を失った法人の発行済株式等の全部を直接又は間接に保有する法人（以下2-38において「直前保有法人」という。）の通算子法人となることができないのであるが、当該適用制限期間中であっても直前保有法人以外の通算親法人（以下2-38において「他の通算親法人」という。）との間に完全支配関係を有することとなった場合には、当該他の通算親法人の通算子法人となるのであるから留意する。

【解説】

- 1 通算子法人である内国法人が、当該内国法人の株式の通算グループ外の第三者への売却等により通算グループから離脱した場合（当該内国法人の発行済株式又は出資（以下「発行済株式等」という。）を保有する通算子法人の破産手続開始の決定による解散に基因して離脱する場合を除く。）において、その通算承認の効力を失った日から5年を経過する日の属する事業年度終了の日までの期間（以下「適用制限期間」という。）を経過していないときにおける当該内国法人は、その効力を失う直前の法人税法第64条の9第1項《通算承認》に規定する親法人との関係において同項に規定する他の内国法人（子法人）には該当しない（つまり、当該内国法人は当該親法人の通算子法人になることはできない）こととされている（令131の11③一）。
- 2 この上記1の規定に関して、当該内国法人が通算親法人との間に当該通算親法人による通算完全支配関係を有しなくなったこと（当該内国法人又は当該内国法人の発行済株式等を直接若しくは間接に保有する法人の破産手続開始の決定による解散に基因して当該有しなくなった場合を除く。法64の10⑥五六）によりその通算承認の効力を失った後、適用制限期間中に、再度、その効力を失う直前における当該内国法人の発行済株式等の全部を直接又は間接に保有する法人（以下「直前保有法人」という。）との間に完全支配関係（法人税法第64条の9第1項に規定する政令で定める関係に限る。以下同じ。）を有することとなったとしても、当該内国法人は当該直前保有法人の通算子法人になることはできない（すなわち、当該内国法人は、適用制限期間中に再度、当該直前保有法人により発行済株式等の全部を直接又は間接に保有されることとなったとしても、グループ通算制度の適用を受けられない）のであり、本通達の前半で確認的にこのことに言及している。

ただし、上記の事実があったことによりその通算承認の効力を失った後、当該内国法人は、当該適用制限期間中であっても、当該直前保有法人以外の通算親法人（換言すると他の通算グループの通算親法人）との関係においては、法人税法第64条の9第1項に規定する他の内国法人（子法人）になることはできるため、当該適用制限期間中に他の通算グループの通算親法人との間に完全支配関係を有することとなった場合には、当該他の通算グループの通算子法人としてグループ通算制度の適用を受けられることとなる。本通達の後半において、このことを留意的に明らかにしている。

3 なお、本通達は、連結納税制度における対象法人（親法人又は子法人となれる法人）の範囲と同様の規定がグループ通算制度においても定められたことから、旧法人税法第4条の2《連結納税義務者》及び旧法人税法施行令第14条の6《連結法人の範囲》に係る取扱いとして定めている連結納税基本通達1-3-5《承認取消後5年経過前に連結子法人となる法人》を、基本的な取扱いを維持しつつグループ通算制度向けに改組した上でグループ通算通達に移設したものである。